

# 平成30年7月豪雨

## 災害対応・被害状況について



### 町内の世帯で浸水被害が発生

平成30年台風第7号及び梅雨前線等に伴う大雨災害により、西日本を中心に甚大な被害が発生しました。

鞍手町においても、7月5日正午ごろから6日夜にかけて断続的に雨が降り続き、各地で道路が冠水したり、西川が氾濫危険水位に到達したりと大きな影響を受けました。また、85世帯が浸水被害（※1）を受けました。

（※1）浸水被害発生状況

行政区	浸水世帯数	床上	床下	その他
上新橋	44	1	32	11
中本町	21	0	15	6
北区	6	0	6	0
八尋	1	0	1	0
猪倉	1	0	1	0
南区	1	0	1	0
本町	7	0	7	0
永谷	4	0	1	3
計	85	1	64	20



### 状況に応じて発令された3つの避難情報

町では、今回の大雨災害時に気象警報や町内の様子を注視しながら、段階的に「避難準備・高齢者等避難開始」「避難勧告」「避難指示」を発令し、最大（避難指示発令時）で9か所の避難所を開設しました。

災害から身を守るには、避難情報の意味（※2）を正しく理解し、災害発生時の行動や避難場所について家族で話し合っておくことが大切です。

（※2）避難情報の種類と意味

区分	求める行動
避難準備・高齢者等避難開始	人的被害の発生する可能性が高まった状況の際に発令され、住民に対し、避難の準備や自主避難を求め、特に避難時に時間を要する住民には避難所等への避難を求めるものです。
避難勧告	人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況の際に発令され、住民に対し、避難所等への避難を求めるものです。
避難指示	人的被害の発生する危険性が非常に高まった状況の際に発令され、住民に対し、避難所等への避難を強く求めるものです。

### 公共下水道事業官製談合事件について（お詫び）

すでに新聞等で報道されていますとおり、平成27年度の公共下水道事業の入札を巡り、官製談合防止法違反及び公契約関係競争入札妨害の容疑で7月9日に徳島眞次町長が逮捕されました。また、7月31日付の町長の辞職届が7月24日に鞍手町議会議長へ提出されました。

今回の事件により町民の皆様には、町職員及び町行政全体に対する不信任と不快感を招いてしまいましたことを心よりお詫び申し上げます。

現在、事件については福岡県警察本部による捜査が行われており、町といたしましても事件の全容解明と早期解決のため、警察の捜査に全面的に協力しているところであります。また、事件により行政運営や住民サービスが低下し、ご迷惑をおかけすることがないよう全職員が各々の職務に専念しているところであります。

一度失われた信頼を回復していくことが、いかに困難であるかを職員一人ひとりが自覚し、二度とこのような不祥事が起こらないよう原因を究明・検証し、再発防止に向け、入札事務等の改善に努めてまいります。

今後は、改めて公務員としての使命を認識し、町民の皆様からの信頼を取り戻せるよう、法令、服務規律等を遵守し最善を尽くしてまいります。

鞍手町長職務代理者  
鞍手町総務課長 三戸公則